観光再始動事業コンテンツ企画・造成等業務公募型プロポーザル実施要領（案）

１　目　的

　　　観光再始動事業業務公募型プロポーザル実施要領は（以下「実施要領」という。）は、観光再始動事業（以下「本事業」という。）の業務を委託する業者を選定するため、公募型プロポーザルの応募資格、手続き、審査等の内容について必要な事項を定める。

　　　なお、本事業は、観光庁の補助事業として実施するもので、コンテンツの企画・造成だけではなく、プロモーション・販売・実施を含めて事業採択を受けているものであるともに、事業終了後も継続させるためには、持続可能性を含めた事業全体を踏まえることが必要となるため、公募型プロポーザルはコンテンツの企画開発から事業終了後の継続に関する提案までを含め、総合的に評価・審査を行う。

２　観光再始動事業コンテンツ企画・造成等業務の概要

　　　通常、冬期閉鎖中の山寺「宝珠山立石寺」で、インバウンド観光客に向けて、これまで行われてこなかった冬期の特別拝観を行い、初めて冬にライトアップされる幻想的な山寺の鑑賞会を実施することを基本とし、そのコンテンツの企画・開発を行い、商品化する。

　⑴　高付加価値な体験

　　①根本中堂の特別拝観

　　②山寺「宝珠山立石寺」冬期ライトアップ

　⑵　ターゲット国

　　①東アジア：台湾

　　②東南アジア：タイ、シンガポール

　　③その他アジア・オセアニア：オーストラリア

　　④北米：アメリカ、カナダ

３　委託業務

　　業務名　　観光再始動事業コンテンツ企画・造成等業務委託

　　　業務内容　　観光再始動事業コンテンツ企画・造成等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

　　　履行期間　　契約締結日から令和５年１０月３１日

　　　委託金額　　上限金額は、４，５１３，０００円

４　参加資格等

　⑴　単独での参加

　　　当該業務の公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次の要件をすべて満たしていること。

　　①旅行業法に基づく第１種旅行業者であること。

　　②２⑵に掲げるターゲット国に、支社、支店、営業所のほか、当該国の法律に従って自社が出資した現地法人等を設立するなど、自社による販売体制を有する法人であること。

　　③地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

　　④会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てが行われていないこと。

　　⑤会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産開始の申立てが行われていないこと。

　　⑥山形市契約規則（昭和３９年市規則第１８号）第２５条第２項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている法人であり、本市の指名停止期間中でないこと。

　　⑦山形市暴力団排除条例（平成２３年市条例第２５号）第２条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

　　⑧宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

　　⑨税を滞納していないことを誓約し、また、業務期間中に納付状態について調査されることに同意すること。

　⑵　共同（グループ）での参加

　　　それぞれが持つノウハウを活用しながら、当該業務を効率的に行うために共同（グループ）による参加も可能とするが、その参加者は、次の要件をすべて満たすこと。

　　①グループ内に、２⑴①②の要件を満たす法人が含まれていること。

　　②４⑴②～⑧の参加資格を満たしていること。

　　③共同（グループ）の代表が山形市との連絡窓口となり、参加における責を負うこと。また、代表者の変更は、原則として認めない。

　　④同一法人が複数の共同（グループ）参加の構成員を兼ねることはできない。

　　⑤単独で参加する法人は、他の共同（グループ）の構成員となることはできない。

５　実施スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日時 |
| 公募開始及び資料等の公開,質問の受付開始 | 令和５年８月３０日（水） |
| 実施要領及び仕様書に関する質問の受付期間 | 令和５年９月１日（金）午後５時 |
| 質問に対する回答 | 令和５年９月４日（月）午後５時 |
| 参加申込受付期限及び企画提案書等の提出期限 | 令和５年９月１１日（月）午後５時 |
| 審査委員会の開催 | 令和５年９月１３日（水） |
| 審査結果通知 | 令和５年９月１４日（木）以降 |
| 契約締結 | 令和５年９月中旬～下旬 |

６　実施要領及び仕様書等に関する質問

　　　本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障をきたす質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

　⑴　受付期間　　令和５年８月３０日（水）～９月４日（月）午後５時まで

　⑵　質問方法　　質問書（様式１）を使用し、午前９時～午後５時までの間に電子メールまたは持参して提出すること。電子メールにより提出した場合は、その旨を担当に電話で連絡すること。

　⑶　質問先　　〒990-8540　山形市旅篭町二丁目３番２５号

　　　　　　　　　山形市商工観光部観光戦略課インバウンド推進室

　　　　　　　　　℡：０２３－６４１－１２１２（内線４１９）

　　　　　　　　　E-mail：kankou@city.ymagata-yamagata.lg.jp

　　　　　　　　　※メールの件名は、「（質問）観光再始動事業業務公募型プロポーザル」とすること。

　⑷　回答日時　　令和５年９月４日（月）午後５時まで

　⑸　回答方法　　山形市公式ホームページ

７　参加申込、参加要件適格確認及び企画提案書の提出

　⑴　申込期間　　令和５年８月３０日（水）～９月１１日（月）午後５時まで

　⑵　申込方法　　持参または郵送（郵送の場合は上記時間まで必着）

　⑶　提出書類　　①参加申込書（様式２）※共同（グループ）参加の場合は「別紙」も提出

　　　　　　　　　②誓約書（様式３－１、様式３－２）※参加の状態に合わせて提出

　　　　　　　　　③秘密保持誓約書（様式４）

　　　　　　　　　④直近３ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書の原本、並びに山形市に本社・支社がある場合は、法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本

　　　　　　　　　⑤企画提案書（様式５）

　⑷　提出部数　　①～④は１部、⑤は７部（正本１部、正本の写し６部）

　⑸　提出先　　〒990-8540　山形市旅篭町二丁目３番２５号

　　　　　　　　　山形市商工観光部観光戦略課インバウンド推進室

　⑹　参加要件適格確認

　　　　上記の⑶で提出された書類について、参加要件の適格性が確認された者に対しては、参加要件適格確認通知書により電子メールにて通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適格通知書により電子メールにて通知を行い、本プロポーザルへの参加を認めない。

　⑺　企画提案書作成上の留意事項

　　①提出書類はＡ４用紙（両面印刷）とし、ページ番号を付与すること。

　　②企画提案書は、「別紙１　企画提案書記載事項」に沿って記載すること。また、「別氏２　評価基準表」の視点に沿って具体的に記載すること。

　　③共同（グループ）で参加する場合は、仕様書第２章事業概要における業務の分担について記載すること。

　　④本業務に係る事業費のほか、事業全体に係る事業費について記載すること。事業全体に係る業務内容については、「（参考）観光再始動事業業務委託仕様書」を参考にすること。

８　プレゼンテーション

1. 令和５年９月１３日（水）に、オンラインにより行う。プレゼンテーションにおいては、観光再始動事業業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に対し、前項により提出した企画提案書に沿って説明すること。また、あわせて質疑応答を行う。

　　　プレゼンテーションの時間及び詳細については、参加要件適格通知書とあわせて通知する。

　⑵　説明要領

　　①参加できる人数は３名以内とし、説明は原則１名とすること。

　　②時間は３０分以内（説明２０分、質疑応答１０分）とする。

　　③順番は申し込み順とする。

　　④他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

９　審査

　　　審査委員会で「別紙２　評価基準表」に基づき評価を行う。

　⑴　失格

　　　次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし、審査の対象としない。

　　①提出した書類に虚偽の記載のあるもの。

　　②本業務に係る見積金額が４，５１３，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるもの。

　　③時間内に提出書類が提出されなかったもの。

　　④審査委員会の委員に対して、直接間接を問わず接触を求めたものまたは接触したもの。

　　⑤審査結果に影響を与えるような工作をしたもの。

　　⑥その他、実施要領に違反するもの。

　⑵　審査結果

　　①各審査委員の評価点の合計得点が最も高い上位１者を、契約交渉順位１位の候補者（以下、「第１位の候補者」という。）として選定し、２番目に合計得点が高い者を契約交渉順位第２位の候補者（以下、「第２位の候補者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が２者以上いるときは、別紙２の「２　コンテンツに関すること」の評価点が高い者を上位とする。

　　②各審査委員の評価点の合計得点の６割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補としない。

　　③企画提案者が１者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価店の合計得点が６割以上となった場合に限り、第１位の候補者として選定する。

　　④審査の結果は文書により通知し、山形市公式ホームページで公開する。なお、審査結果に関する問い合わせには一切応じない。

　　⑤審査結果について、異議を申し立てることはできない。

10　公募型プロポーザルに際しての留意事項

　⑴　参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。

　⑵　参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（別紙６）を届け出ること。

　⑶　提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

　⑷　提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。

　⑸　書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語または一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。

　⑹　複数の企画提案書を提出することはできない。

　⑺　提出期限後の提出書類の変更、差替えまたは再提出は認めない。ただし、山形市が補正等を求める場合を除く。

　⑻　公募型プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。

　⑼　選定された参加者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて業務委託内容になるとは限らない。

11　契約に関する基本事項

　⑴　契約交渉

　　　　第1位の候補者との協議が不調となったと山形市が判断した場合は、第１位の候補者との交渉を終了し、第２位の候補者を繰り上げ、協議を行う。

　⑵　契約の締結

　　　　第１位の候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約締結する。なお、第２位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。また、受託業務内容は提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。

12　その他

　⑴　山形市は、提出された関係書類等は返却しない。

　⑵　山形市は、提出された関係書類等の秘密保持には十分配慮する。

　⑶　山形市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。

13　問合せ及び書類提出先

　　〒990-8540　山形市旅篭町二丁目３番２５号

　　山形市商工観光部観光戦略課インバウンド推進室

　　℡：０２３－６４１－１２１２（内線４１９）

　　E-mail：kankou@city.yamagata-yamagata.lg.jp